

# 令和7年度 税制改正大綱 ～納税環境整備～

令和7年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、納税環境整備の改正の概要についてお知らせいたします。

## <納税環境整備>

### 1 電子帳簿等保存制度の見直し

#### (1) 基本的考え方

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。

加えて、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていれば、中小・小規模事業者による迅速な給付金の受給や融資につながる。

しかしながら、小規模事業者の約4割が帳簿を手書きで作成しており、個人事業主の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約3割にとどまっている。

また、個人の青色申告における簡易簿記は複式簿記に移行するための準備的な段階としての位置付けであるが、簡易簿記申告者の3分の1超が10年以上簡易簿記による記帳を続けている。

近年、会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことができる環境が整ってきている。

複式簿記による記帳を更に普及・一般化させるため、納税者側での事務負担や対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業主の記帳水準の向上等に向けた検討を行う。

#### (2) 電磁的記録に係る重加算税の加重措置の緩和

申告所得税・法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合におけるその記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の割合を10%加重する措置の対象から、特定電磁的記録であって、その保存が次に掲げる要件を満たしている場合（あらかじめ、その特定電磁的記録について届出書を提出している場合に限る。）におけるその特定電磁的記録を除外するほか、所要の措置を講ずる。

- ① その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行うことができないものを含む。）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。
- ② その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る。）を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合には、その訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録することができないものを含む。）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。
- ③ その電子取引の取引情報（請求書・納品書等の重要書類に通常記載される事項に限る。）に係る電磁的記録の記録事項とその取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。
- ④ 上記①及び②の特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受及び保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと。

#### (3) 所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件

上記(2)の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、仕訳帳等につき国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることに代えて、特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して上記(2)の要件（上記(2)の届出書に係る要件を含む。）を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っていることとすることを可能とするほか、所要の措置を講ずる。

(注1) 上記(2)の改正は令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、上記(3)の改正は令和9年分以後の所得税について、それぞれ適用する。

(注2) 上記の「特定電磁的記録」とは、次に掲げる電磁的記録をいう。

- ① 保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録
- ② 災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合又は納税地等の所轄税務署長が保存要件に従ってその電磁的記録の保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認められた一定の場合に、保存要件にかかわらず保存が行われているその電磁的記録

(注3) 上記の「特定電子計算機処理システム」とは、国税庁長官の定める基準に適合する電子計算機処理システムをいう。

(注4) 上記(注3)の「国税庁長官の定める基準」は、次に掲げるいずれかの電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）を上記(2)に掲げる要件に従って保存を行うことができる機能を有していることとする。

- ① 仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電磁的記録
- ② 金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、その金融機関等が行うこれらの口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録

(注5) 上記(2)の電磁的記録に係る重加算税の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。

【電子取引データの保存制度の概要】  
 ○ 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引を行った場合には、一定の要件に従って、その電子取引データを送受信・保存しなければならない。  
 ○ 複製・改ざん行為が容易である等の特性に鑑みて、その電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税を10%加重（注1）。

【見直し案（令和9年1月1日以後適用）】  
 ○ 請求書等が、データ連携に適したデジタルデータで送受信される場合に、その保存及び処理を自動化するシステムが流通している。  
 ○ こうしたシステムを使用して送受信されたデジタルデータ（電子取引データ）は、事業者の事務負担の軽減等だけでなく、税務の観点からその保存及び処理の適正性が確保されたものと認められるため、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、以下の要件を満たして送受信・保存（新設する送受信・保存）を行う場合のその電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外する。

新設する送受信・保存の要件（注2、3）	
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データ（注4）と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

（注1）上記の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。  
 （注2）新設する送受信・保存については、保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要があり、あらかじめ届出が必要。  
 （注3）電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要がある。  
 （注4）請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定される。

【適用イメージ】

※国税庁長官が定める基準に適合するシステムである必要

【青色申告特別控除の概要】	
正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①優良な電子帳簿の保存又は②電子申告をしている者
控除額	55万円
	65万円

【見直し案（令和9年1月1日以後適用）】  
 ○ 上記の見直し後は、左記の青色申告特別控除65万円については、  
 (1)又は(2)のほか、上記の要件を満たすシステムを使用した上で、実際にその要件を満たし得る電子取引データを要件に沿って保存している者（一定の電子帳簿を保存している者に限る）に適用できることとする。

2 納税通知書等に係る eLTAX 経由での送付

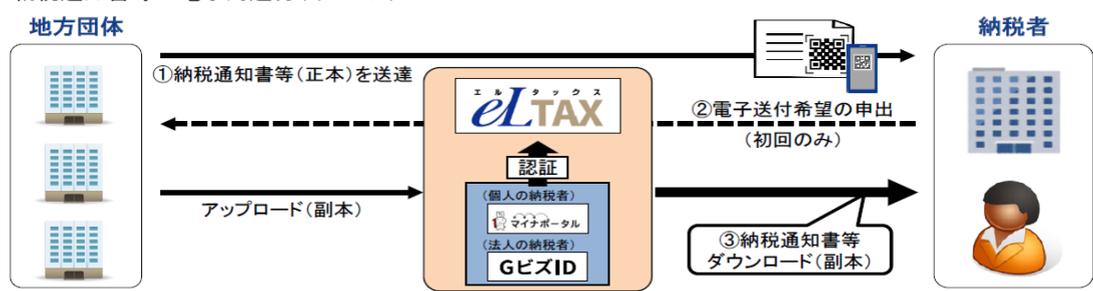
地方税関係通知のうち、固定資産税・都市計画税・自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、電子的に副本を送付することができるよう、次の措置を講ずる。

- 電子送付希望の申出者に対し eLTAX を経由して通知事項の提供  
 納税通知書等を受けた者が電磁的方法による提供を希望する旨の申出をしたときは、地方公共団体は当該納税通知書等により通知した事項を、eLTAX を経由し当該申出をした者に提供することができることとする。
- 次回以降は申出不要 過去に上記（1）の申出をした者に対して、同種の納税通知書等を送達するときは、地方公共団体は当該納税通知書等により通知する事項を、eLTAX を経由し当該者に提供することができることとする。  
 （注1）電子的に副本を送付することができる地方税関係通知の範囲は、上記4税目の納税通知書（課税明細書・更正決定通知書及び税額変更通知書を含む。）及び納付書等のこれに附属する通知とする。  
 （注2）上記の改正は、法人に対して送達する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用する。

○ 地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方団体が、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を経由して電子的に副本を送付することができるよう、所要の措置を講ずる。

- 電子的送付を行う地方税関係通知の範囲は、上記4税目の納税通知書（課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む）及び納付書等のこれに附属する通知。
- 納税者が納税通知書等（正本）に付された地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取り、電子送付希望の申出をした場合に、電子的に副本を送付。  
 ※ 次回以降は、電子送付希望の申出不要（プッシュ型で送付）。
- 法人に対して送達する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用。

■ 納税通知書等の電子的送付（イメージ）



※ 電子送付希望の申出があった翌年度以降は、（納税通知書に同封している）納付書（紙媒体）は送達しないこととし、事務の効率化を図る。

### 3 添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等によるe-Taxの利便性の向上

電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、申請書面等に記載すべき事項及び添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を、スキャナによる読取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信する場合等の要件について、次の措置を講ずる。（1）その読取り等の要件を白色から黒色までの階調が256階調以上であること（現行：赤色・緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上であること）とする。

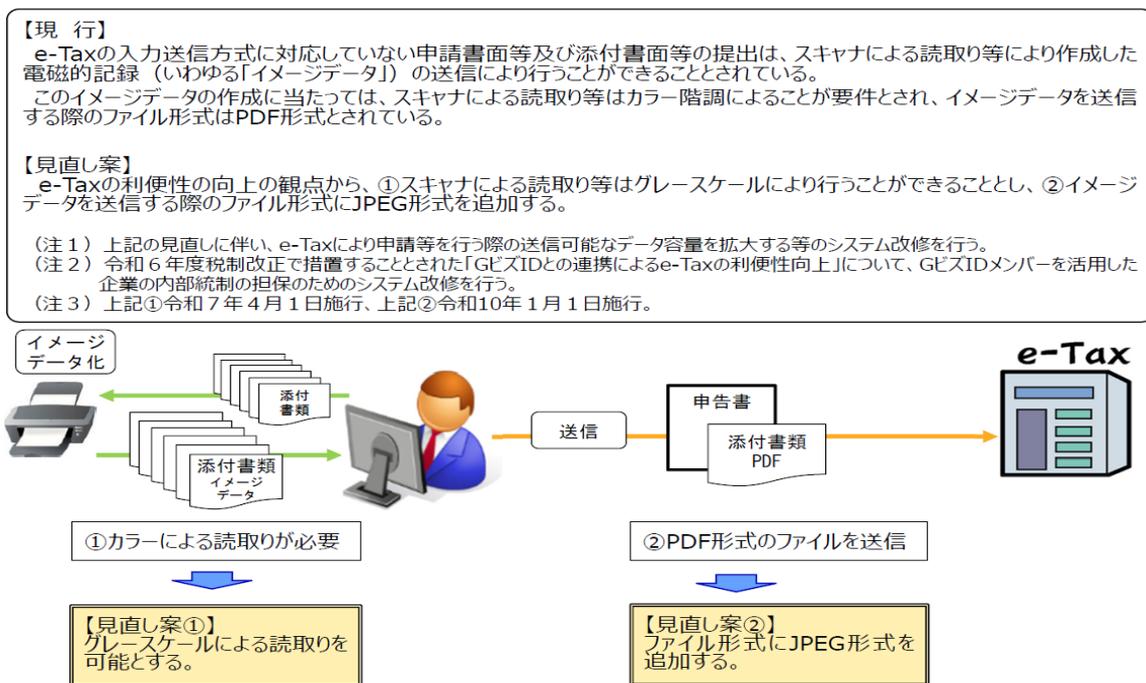
（2）そのファイル形式にJPEG（JPG）形式を加える。

（注1）上記（2）の改正は、令和10年1月1日から施行する。

（注2）上記の改正に伴い、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等を行う際の送信可能なデータ容量を拡大する等のシステム改修を行う。

（注3）令和6年度税制改正で措置することとされた「GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上」について、GビズIDメンバーを活用して、企業の内部統制を担保しつつ、e-Taxの利便性の更なる向上に向けたシステム改修を行う。

自民党税制調査会資料



### 4 法人税に関して閲覧等できる関係書類の範囲の拡大

令和6年度税制改正により、外形標準課税の適用対象法人が見直されたことに伴い、地方公共団体が法人事業税の賦課徴収において閲覧等できる法人税に関する関係書類の範囲に、国内に恒久的施設を持たない外国法人であって事業税の納税義務者との間に完全支配関係があると認められる者に係る関係書類を追加する。

（注）上記の改正は、令和8年4月1日から施行する。

自民党税制調査会資料

- 令和6年度税制改正により、特定法人（払込資本の額が50億円超の法人等）の100%子法人等が外形標準課税の対象に追加される。本改正により、課税庁では事業税の納税義務者の親法人が特定法人に該当するか否かの判定に当たって、親法人に係る関係書類（貸借対照表や出資関係図等）の確認が必要になる場面が想定される。
  - 現行法では、地方団体は税務署に対して、事業税の納税義務がある法人に係る関係書類の閲覧等を請求できる一方で、親法人が国内に恒久的施設を持たない外国法人である場合には、事業税の納税義務がなく、関係書類の閲覧等を請求することができない。そのため、上記の場合でも親法人に係る関係書類について、地方団体が閲覧等を請求できるよう、法人事業税の賦課徴収において閲覧等できる法人税に関する関係書類の範囲に係る規定の整備を行う。
- ※1 外形標準課税適用対象法人の見直しに係る施行日に合わせ、令和8年4月1日施行。

